

子供たちを犯罪被害から 守るために ～SNSの適切な利用～



群馬県警察本部生活安全部
子供・女性安全対策課

1 現状

近年、インターネットの急速な普及によって、パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット等（以下、「携帯電話等」という。）のネット環境に接続できるツールは生活必需品となっています。

そのような環境の中、子供たちも低年齢のうちから、携帯電話等を所有するようになっていきます。

令和6年度に、県内の小中高等学校（小学5年生から高校2年生まで、7, 116人、48校）の児童生徒を対象に、当課で実施したアンケート調査によれば、児童生徒の携帯電話等の所持率は、

小学生（5・6年生）・・・75.0%

中学生（1～3年生）・・・88.3%

高校生（1・2年生）・・・99.9%

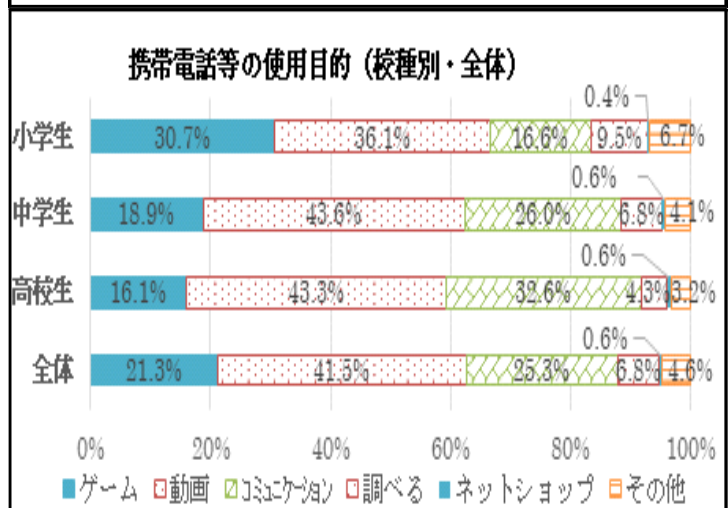
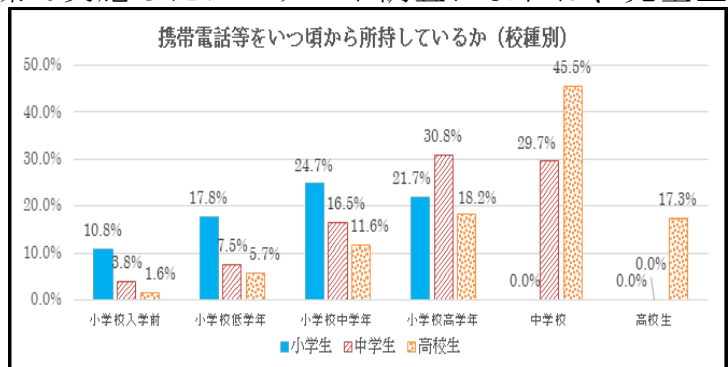
と高く、児童生徒が携帯電話等を初めて所有する時期も、年々早くなってきている傾向にあります。

また、使用目的は、ゲームや動画の視聴、SNSによるコミュニケーションのためであることが大半を占めています。

子供たちは、情報リテラシーに乏しく、十分な情報モラルを身につけてないうちから携帯電話等でSNSを含むインターネット利用をしている状況です。

そのような現状で、インターネット、特にSNSに起因した子供の犯罪被害も後を絶たない状況にあります。

最近では、SNS上に「闇バイト」の募集広告等も掲載されており、知らずに応募して犯罪に加担してしまうという危険性もあります。

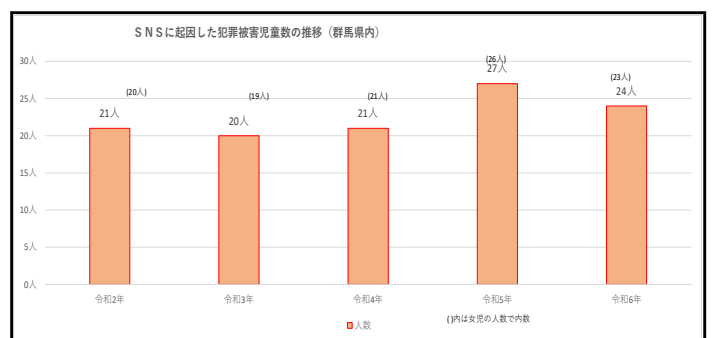


引用：令和6年度児童生徒の携帯電話等の利用に関するアンケート調査結果

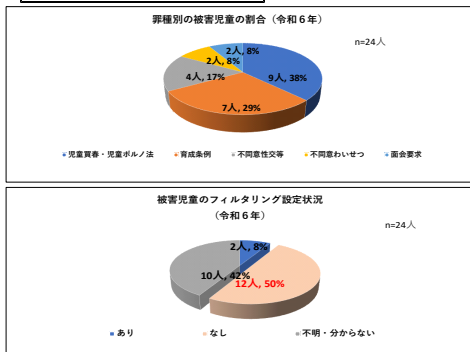
2 群馬県内の被害状況

県内では、不適切なSNS利用により犯罪被害に遭った児童（18歳未満の者）の人数は、昨年（令和6年）からの直近5年間で、毎年20人以上で推移しており、そのほとんどが女児という状況です。

令和6年を見ますと、被害児童24人のうち、児童買春・児童ポルノ法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）違反の被害が9人と最も多く、



保護者向け資料



次いで育成条例（群馬県青少年健全育成条例）違反の被害が7人でした。

被害児童の所有する携帯電話等のフィルタリングの設定状況については、24人中、「**（フィルタリングが）ある**」との回答が2人、**「（フィルタリングが）ない」**との回答が12人と、半数にのぼりました。

子供たちを犯罪被害から守るためには、フィルタリングの設定が、一定の抑止効果があることが分かります。

<実際にあった事例>

- ・女子高校生(17)がお金欲しさから、SNSで知り合った男と会い、児童買春の被害に遭った。
- ・女子高校生(16)がSNSで知り合った男に脅されて、自撮り画像を送信してしまい、児童ポルノの被害に遭った。
- ・女子中学生(14)がSNSで知り合った男に脅されて会ってしまい、性犯罪の被害に遭った。

3 被害から守るために

子供たちを犯罪被害から守るためには、SNSの適切な利用が求められます。
子供たちが安全・安心してSNSを利用するためには、次のようなことが大切です。

- 1 子供たちの情報リテラシーを高める
- 2 情報モラル教育
- 3 ペアレンタルコントロール

◆子供たちの情報リテラシーを高め、情報モラルを身につけさせるための情報モラル教育として、群馬県警察では、児童生徒を対象に、小、中、高等学校、特別支援学校等において

「情報モラル講習会」

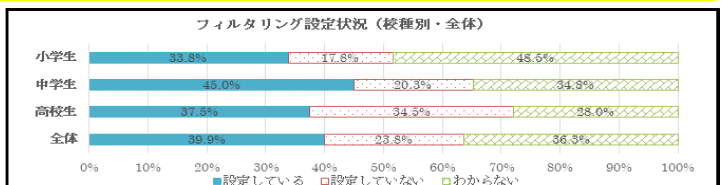
を開催しています。

<ペアレンタルコントロールとは・・・>

保護者が、子供の年齢（発達程度）に応じて、パソコンや携帯電話等の使用を管理（コントロール）することを言います。

☆ペアレンタルコントロールの具体策

- ① フィルタリングサービスの活用
※保護者が設定できるサービス
- ② 家庭でのルール作り



☆ルール作りのポイント

- ・家庭でのルール作りは、子供と一緒に、ルールを話し合っ
- ・子供も納得した上で、ルールを決め、そのルールを子供たちに守らせることが大切です。

※「家庭のルール帳」は群馬県警察ホームページからダウンロードできます。



上州くん みやまちゃん

引用：令和6年度児童生徒の携帯電話等の利用に関するアンケート調査結果

携帯電話等（携帯電話、スマートフォン）の利用に際しての

家庭のルール帳

クラス： 氏名：

①ルール

携帯電話等を使ってよい時間： ～ ： まで

ルール①

ルール②

ルール③

おげのかみさま

インターネット 覚えてほしい7つのルール

お： おくらない 写真
せ： ぜったいにあわない
の： のせない 個人情報
か： かきこまない 悪口
み： みない 有害サイト
さ： さがさない 出会い
ま： ませる ルール
(群馬県・群馬県警察)

<<<子供たちが安心、安全に携帯電話等を使えるようにしよう!>>>

☆ペアレンタルコントロールを実践し、
☆家庭でルールを決めて、
☆そのルールを子供たちに守らせることは、
☆保護者のつとめです。

※ペアレンタルコントロールとは、子供の年齢（発達程度）に応じて、子供が持つ

ルールを守れた日は、お父さんやお母さんに

月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考
1月																																	
2月																																	
3月																																	
4月																																	
5月																																	
6月																																	
7月																																	
8月																																	
9月																																	
10月																																	
11月																																	
12月																																	

※当課では、家庭でのルール作りの参考となるように、「家庭のルール帳」を作成しました。